

京都大学本部事務分掌規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																								
<p style="text-align: center;"><b>京都大学本部事務分掌規程</b> (平成18年8月30日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 企画部 (企画課)</p> <p>第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) (略) <u>(8) 大学評価支援室に関すること。</u> (9)・(10) (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学本部事務決裁等規程</b> (平成17年9月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条 (第2号から第4号まで及び第10号に限る。) 及び第28条に定める事項</td> <td>企画・調整・附属病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条 (第5号から第9号までに限る。) 及び第26条(第3号及び第4号を除く。) に定める事項</td> <td>研究・評価担当の理事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第4条関係) (略)</p>	事項	決裁者	(略)		分掌規程第8条 (第2号から第4号まで及び第10号に限る。) 及び第28条に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事	(略)		分掌規程第8条 (第5号から第9号までに限る。) 及び第26条(第3号及び第4号を除く。) に定める事項	研究・評価担当の理事	(略)		<p style="text-align: center;">第3章 企画部 (企画課)</p> <p>第8条 } (同 左) (1)～(7)</p> <p>(8)・(9) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和4年12月総長裁定) この規程は、令和4年12月7日から施行する。</p> <p>別表第1 (第2条関係) (同 左)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条 (第2号から第4号まで及び第9号に限る。) 及び第28条に定める事項</td> <td>企画・調整・附属病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条 (第5号から第8号までに限る。) 及び第26条(第3号及び第4号を除く。) に定める事項</td> <td>研究・評価担当の理事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第4条関係) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和4年12月総長裁定) この規程は、令和4年12月7日から施行する。</p>	事項	決裁者	(同 左)		分掌規程第8条 (第2号から第4号まで及び第9号に限る。) 及び第28条に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事	(同 左)		分掌規程第8条 (第5号から第8号までに限る。) 及び第26条(第3号及び第4号を除く。) に定める事項	研究・評価担当の理事	(同 左)	
事項	決裁者																								
(略)																									
分掌規程第8条 (第2号から第4号まで及び第10号に限る。) 及び第28条に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事																								
(略)																									
分掌規程第8条 (第5号から第9号までに限る。) 及び第26条(第3号及び第4号を除く。) に定める事項	研究・評価担当の理事																								
(略)																									
事項	決裁者																								
(同 左)																									
分掌規程第8条 (第2号から第4号まで及び第9号に限る。) 及び第28条に定める事項	企画・調整・附属病院担当の理事																								
(同 左)																									
分掌規程第8条 (第5号から第8号までに限る。) 及び第26条(第3号及び第4号を除く。) に定める事項	研究・評価担当の理事																								
(同 左)																									